

Jisung Horizon Newsletter

December 2009 Vol.1. No.3.

01 地平志誠ニュース

- IFLR誌アジア最新版、地平志誠4つの分野で優秀な評価を得る
- 情報通信網法改正による医療情報保護セミナーを開催
- 地平志誠、社会的企業に対して法律相談及び講義を実施

05 業務動向

- 地平志誠、韓国初の炭素ファンドへの法律諮問提供
- 地平志誠、ベトナムで最初に設立された精油工場の運営サービスと関連し、SKエナジーに法律諮問提供
- 地平志誠、MnetメディアとCJを代理、300億ウォン規模のCB、BW発行関連の法律諮問提供

08 コラム

- スーパーマンの登場を期待する
- 中国の改正保険法の施行と関連して
- 中央アジア地域の各国における担保制度 I

法務法人地平志誠のニューズレッターは一般的な法律情報を伝達する目的から提供されており、その内容等な法務法人地平志誠の公式的な見解や具体的な案件に対する法的な効力を持つ法律諮問ではありません。具体的な内容に関しましては法務法人地平志誠の弁護士や専門家に相談してください。



地平志誠

韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 11階

TEL: +82-2-6050-1600 FAX: +82-2-6050-1700 <http://www.js-horizon.com> E-mail: master@js-horizon.com
Copyright © JISUNG HORIZON Attorneys at Law All rights Reserved.

(地平志誠ニュース)

IFLR誌アジア最新版、地平志誠4つの分野で優秀な評価を得る



法務法人地平志誠は、世界的な法律雑誌である『IFLR1000誌』の2010年度版における評価の中で、企業諮問の4分野のすべてにおいて優秀な評価を得ました。

今回の『IFLR1000誌』の2010年度版の企業諮問分野は、4分野に分けて評価が行われましたが、法務法人地平志誠は「引受・合併(Mergers and acquisitions)」、「金融及びプロジェクトファイナンス(Banking and project finance)」及び「構造調整及び破産(Restructuring and insolvency)」分野では2位に、「資本市場(Capital markets)」分野では3位にランク付けられるなど、すべての分野において優秀な評価を得ています。

また、この雑誌は、2008年以来、各分野における地平志誠に対して、非常によい評価を行っていますが、特に、地平志誠の紹介部分では、「その歴史は長くはないが、120人規模の地平志誠は、法律マーケットの中で著しい成果をあげており、より歴史がながく安定しているといわれていた他の法務法人とその順位を積極的に争っている」とコメントしました。

『IFLR1000誌』は、ロンドンに本社を置いた世界的な金融専門雑誌である『ユーロマネー』が発行する月刊誌として、弁護士と国際金融関係者から、法律実務と関連する高い権威を認められています。特に、毎年、国別の優秀ローファームを分野ごとに選定しているこの雑誌は、全世界から優秀ローファーム選択において主要なガイドラインとして活用されています。

■ 関連リンク

- [Jisung Horizon – Asia-Pacific – IFLR1000 – Financial Law Firm Rankings](#)
- [IFLR1000 – The guide to the world's leading financial law firms](#)

■ IFLR1000誌 2010 Edition – ‘法務法人地平志誠(Jisung Horizon)’ 紹介

[日本語訳]

最も新しい法務法人として誕生した地平志誠は、法務法人志誠と法務法人地平が2008年8月合併を完了して誕生した事務所である。もちろん、その歴史はそれほど長くないが、120人規模の地平志誠は、韓国の法律マーケットにおいて著しい成果を上げながら、より歴史が長く安定しているといわれていた他の法務法人とその順位を積極的に争っている。顧客である銀行関係者は、「地平志誠の弁護士たちは、非常に知識のレベルが高く、プロフェッショナルであり、関係当局と重要なコネも持っている」と話す。

地平志誠は、多数のパートナーとアソシエート弁護士を、政府、企業、そして、他の法務法人から迎え入れ、経験のある専門家で構成された一流チームを編成している。M&A分野のリーディングパートナーである姜成(カン・ソン)弁護士に対しては、「顧客の必要に完全に没頭しており、ビジネス的なマインドが極めて優れている。とにかく仕事になるようにしてくれる」と顧客からのほめ言葉も聞こえる。

資本市場専門家である姜栗里(カン・ユルリ)弁護士に対しても他の顧客からほめ言葉が聞こえる。「顧客の目的と目標を非常に明確に理解していて、定時に、正確で実用的な諮問を提供し、顧客の複雑な法的要求に対応する法律諮問を提供している。関係法令に対して深い理解をしていて、また、ディールの構造、特にABSや他の証券関連のディール構造を組み立てることに幅広い経験をもっている」と。

あるインハウス・ローヤーも、「地平志誠は優れたローファームで」あり、「費用は合理的で弁護士たちの経験は豊かでプロフェッショナルであるがゆえに、他の同僚も地平志誠に対しては高く評価している」と話す。

著名な倒産専門裁判官であったホン・ソンジュン弁護士の迎え入れによって、地平志誠の倒産チームは一層強化された。これに関して競争関係にある法律事務所のある弁護士は、「ホン弁護士は韓国で最も実力のある倒産専門家の一人であり、これからは地平志誠を注目すべきだ」と話す。激しい競争をくりぬけて現代総合商社売却案件において主債権銀行の法律諮問社として選定されたことと、韓国資産管理公社の現代カード売却案件を諮問したことも地平志誠の業績である。この二つの案件は、2009年度の案件の中で最もその規模が大きいものである。

倒産と関連し、ホン弁護士は、すくなくとも4つの大規模の倒産ディールにおいて、債権者、または、債務者を代理している。たとえば、倒産チームは、1億百万ドル規模のコスモテックの案件で債務者を代理しており、2千5百万ドル規模のソウル保証保険の案件では債権者を代理して参加している。M&A分野では、未来アセットを代理してC&Mの株式を引受けた20億ドル規模のディールを遂行した。

地平志誠の資本市場チームもますます有名になっており、所属弁護士たちは2009年2月から試行された資本市場等合法と関連するタスクフォースにも参加し、韓国金融投資協会に対しても外部諮問を提供している。

韓国の証券市場に株式を上場させようとする外国の会社を諮問する業務も日々増加している。資本市場チームの強みは資産流動化分野であり、400億円規模の海外ABS発行とサムスンカード関連の2億2千万ドル規模の海外証券発行と関連するシティ銀行の案件の諮問を遂行した。

「資本市場等合法の立法過程においてタスクフォースに参加した経験を生かしつつ、地平志誠の弁護士たちは新しい金融商品の開発と投資家保護と関連する法律条項に対する正確で実用的な解釈を提供します」と、ある顧客はいいながら、「資本市場関連体系に対する徹底した理解から、地平志誠の弁護士たちは多様な資本市場関連業務において金融機関をサポートし諮問を行います」と話した。 JS Horizon

(地平志誠ニュース)

情報通信網法改正による医療情報保護セミナーを開催

法務法人地平志誠は、去る9月29日、ソウル市内の梨花女子大学法科大学新館232号の模擬法廷室で開かれました「情報通信網法改正による医療情報保護セミナー」(梨花女子大学生命医療法研究所及び大学病院協議会後援)に参加し、報告や討論を行いました。

今回のセミナーは、法務法人地平志誠の崔承洙(チェ・スンス)弁護士が司会を担当し、第1テーマとして、法務法人地平志誠の、李紹栄(イ・ソヨン)弁護士と、金芝娟(キム・ジヨン)弁護士が、「情報通信網法による医療機関の個人情報保護義務について」を報告し、第2テーマとして、金・ヒョンジュン(アンラボ・コンサルティングチーム長)氏が、「医療機関の個人情報保護体系樹立と戦略」に対して報告しました。報告後、各報告者と地平志誠の李殷雨(イ・ウンウ)弁護士がセミナーの参加者と質疑応答を行いました。

韓国の14箇所の大学病院の法務担当者や電算担当者など、50人あまりが参加した今回のセミナーは、今年の7月1日からの「情報通信網利用促進及び情報保護に関する法律(情報通信網法)施行規則」の改正によって、すべての医療機関に対して情報通信網法の個人情報保護義務が適用される中、医療機関の個人情報保護義務に対する法律的な理解と対応策をはじめとして、システムの構築、運営法案などを实际的に検討するために行われました。

[担当弁護士]



崔承洙(チェ・スンス)

弁護士



李殷雨(イ・ウンウ)

弁護士



金芝娟(キム・ジヨン)

弁護士



李紹栄(イ・ソヨン)

弁護士

JS Horizon

(地平志誠ニュース)

地平志誠、社会的企業に対して法律相談及び講義を実施

法務法人地平志誠の弁護士たちは、去る10月8日、水源総合雇用支援センターで社団法人社会的企業支援ネットワーク(セスネット、<http://www.sesnet.or.kr/>)が主管した「社会的企業に対する法律相談及び講義」に参加し、法律相談と講義を実施しました。

今回の講義と相談は、社会的企業の役職員や社会的企業の設立を準備している方々を対象として、契約書作成や検討、知的財産権、個人破産及び更生などに関連するテーマを中心として実施し、地平志誠の林成澤(イム・ソンテク)、金尚俊(キム・サンジュン)、裴星珍(ベ・ソンジン)、崔燦旭(チェ・チャンウク)、李紹栄(イ・ソヨン)、金利泰(キム・イテ)弁護士が参加しました。

法務法人地平志誠は、2009年3月10日、労働部及びセスネットと「社会的企業支援協約」を締結し、セスネットと連携して社会的企業の設立及び運営に関する法律諮問、社会的企業と関連する民・刑事訴訟など、無料法律サービスを提供しています。

[担当弁護士]



林成澤(イム・ソンテク)弁護士



金尚俊(キム・サンジュン) 弁護士



裴星珍(ベ・ソンジン)弁護士



崔燦旭(チェ・チャンウク)弁護士



李紹栄(イ・ソヨン)弁護士



金利泰(キム・イテ)弁護士

JS Horizon

(業務動向)

地平志誠、韓国初の炭素ファンドへの法律諮問提供

法務法人地平志誠が、韓国投資信託運用の法律諮問社として参加した韓国最大の炭素ファンド約定式が、去る9月29日に行われました。今回、公式的に誕生した炭素ファンドは、資本市場法の制定後、初めて設定されるものとして、その規模は1000億～1500億ウォンに達し、韓国初の炭素排出権取引ファンドとなります。投資家としては、輸出入銀行をはじめとして、上場企業と公企業が参加しており、合計13機関が参加した大型ファンドになります。

今回の韓国最大の炭素ファンドは、一般ファンドとは異なって、財務的投資家(FI)なしに、戦略的投資家(SI)のみで構成され、運用は韓国投資信託運用で担当します。

[担当弁護士]



李幸揆(イ・ヘンギュ)

弁護士



權容淑(グォン・ヨンスク)

弁護士



蔡熙錫(チェ・ヒソク)

弁護士



李娵周(イ・ヨンジュ)

弁護士

JS Horizon

(業務動向)

地平志誠、ベトナムで最初に設立された精油工場の運営サービスと関連し、SKエナジーに法律諮問提供

SKエナジー(株)が、ベトナムの国営石油会社のペトロベトナム(PVN)の子会社であるBSRと、工場運営及び維持補修(O&M)サービスに関する契約を締結しました。BSRの精油工場は、ベトナムに設立された最初の精油工場として、SKエナジーはBSRの運転及び設備の維持や補修など、工場運営に関する全般的な業務を担当することになりました。

本件と関連し、法務法人地平志誠が、SKエナジーとBSRの契約と関連する諮問業務を遂行しました。

[担当弁護士]



梁栄太(ヤン・ヨンテ)
代表弁護士



梁栄太(ヤン・ヨンテ)
代表弁護士



卞熙庚(ピョン・ヒギョン)
弁護士



ハン・スンヒョク
オーストラリア弁護士



Bui Tran Dang Khoa
ベトナム弁護士

JS Horizon

(業務動向)

地平志誠、MnetメディアとCJを代理し、 300億ウォン規模のCB, BW発行関連の法律諮問提供

ミュージックエンターテインメント企業であるMnetメディアは、CJとスタンダードチャータードプライベートエクイティ(SCPE)を対象として、300億ウォン規模のCBとBWを発行しました。

今回のCBとBWは、Mnetメディアの筆頭株主であるCJとグローバル金融グループのスタンダードチャータードの投資会社であるSCPEが参加し、第三者割当私募型として、CJは100億ウォンのCBを、SCPEはCBとBWをそれぞれ100億ウォン分を発行しました。

法務法人地平志誠は、この案件と関連して、MnetメディアとCJを代理し、CBとBW発行関連の法律諮問を提供しました。

[担当弁護士]



李幸揆(イ・ヘンギョ)

弁護士



蔡熙錫(チェ・ヒソク)

弁護士



李恩英(イ・ウンヨン)

弁護士



ケント・ワン

オーストラリア弁護士

JS Horizon

(コラム)

スーパーマンの登場を期待する

一新規資金調達に関する債務者の更生及び破産に関する改正法律に関してー



(写真：法務法人地平志誠 [洪聖煥\(ホン・ソンジュン\)弁護士](#))

1. 更生手続きの進行中である債務者の新規資金調達の必要性

筆者は、過去には破産部の判事として、そして、現在には弁護士として、倒産業務を取り扱いながら、企業と個人が過度な債務の圧迫におわれながら不良化していく過程と、更生手続きを通じた債務調整過程、そして、M&Aを通じて再び更生する過程を見てきました。更生手続きの過程にある債務者に対し、全面的にM&Aを推進するわが国の更生実務慣行は、非常に独特なものであります。更生計画を通じて財務構造を改善し、再起のための土台を整えたにもかかわらず、また、事業の営為に必要な資金を調達する方法がなく、数多い利害関係者の犠牲の中で更生のための準備をしたにもかかわらず、時間がたつにつれ、その事業が萎縮し、ひいては、債務者の存立自体も危なくなるケースが多かったのです。このような理由から、更生手続きの開始決定が下された債務者が、自分の潜在的な事業能力を十分に発揮するために、必要な新規資金の円満な調達方法を確保するための立法措置を期待してきたところ、いよいよ、去る9月29日、「債務者更生及び破産に関する法律改正案」が国会で成立しました。

2. アメリカのDIP Financingの実態

倒産法と倒産実務が非常に発達しているアメリカは、わが国の公益債権に該当するPriority Claimを10段階に分け、優先順位を規定していますが、その中でも、新規資金の借入による債権は、最優先順位を占めており、これを一般的にはsuperpriority claimといいます。アメリカの倒産法が1978年に改正され、このような定めを規定したのですが、初期においてはそれほど活用されず、1980年代にチェースマンハッタン銀行がsuperpriority規定を活用した貸出をしはじめたことから頻繁に利用されるようになり、今では、このような新規資金借り入れ取引がDIP Financingと呼ばれるほど、数多く利用されています。実際に、2002年のアメリカにおけるDIP Financing実績は、100億ドルにいたっていると報道されており、最近に至るまで、いわゆるmega caseを中心として主に活用されています。昨年9月のリーマン事態後、世界の注目を浴びていたクライスラーやGM事件においても、金融機関ではないが、アメリカ政府がChapter 11申請の直後、これらの会社へ資金を提供したのですが、これも一種のDIP Financingとしていえるでしょう。

3. 改正債務者更生及び破産に関する法律の内容

従来、債務者更生及び破産に関する法律においても、更生手続き開始の申請後、借り入れた資金による債権を公益債権として規定し、更生手続き開始以前の原因に基づいて発生した更生担保権や更生債権より優先的に返済されるように定めていたのですが、債務者の財産が新規資金の借入債権をはじめとするすべての公益債権の返済に足りない場合には、債権額の比率に応じて按分返済を行うことが可能だけでした（改正前法律第179条第5号、第12号、第180条第1項、第2項、第7項）。しかし、このような公益債権の中、管理者が更生手続き開始後に行った資金借入れによる債権（第179条第1項第12号）は、他の公益債権より優先的に返済すること（改正法律第180条第7項）として改正し、いわゆる新規借入金債権に対して最優先権を付与しています。

一方、改正法律は、このように新規資金借入金債権が最優先権をゆすることになることによって、他の利害関係者に及ぼす影響が大きくなるため、更生法院が新規資金借入れ許可を下す際に、利害関係者の意見を、必ず、聞かなければならない（第179条第2項）と規定し、無差別な新規資金借入れによる債務者やその事業の再不良化を抑制できるように定めています。

4. 今後の課題－新規資金調達容易性提高のための提言

1978年の破産法改正直後のアメリカの事例からもわかるように、わが国の更生手続きにおいて、新規借入債権に対して最優先的な地位を認める条項を新設したとしても、直ちに更生手続き進行中である債務者が容易に新規資金を借り入れられるわけではないでしょう。筆者が知っている限りにおいても、債務者が更生手続きを申請するだけで、債務者の既存の金融機関の借入金債務の期限利益が喪失され、その金融機関はその債務者の信用を非常に低いものとして評価するため、現実的には、更生手続きを申請した債務者が改正法律を活用して新規資金を借り入れることが非常に難しいのです。

考えてみれば、債務者が更生手続きを申請することは、直ちに支払不能を公式的に宣言することになるので、それ自体として債務者の償還能力を疑わざるを得ない金融機関の上記のような態度も、理解できなくもないのです。

しかし、視点をすこし変えれば、債務者に対してすでに発生したすべての債権は、更生手続き進行中には更生担保権と更生債権でその権利行使が中止され、更生計画によってその債務が調整され、また、債務者が将来の事業から得られる所得の範囲内で減少されており、今回の改正法律によって更生手続き過程内で、他の公益債権より優先的に返済が受けられる地位が保障されます。もし、債務者の事業が、予定より円満に遂行されず、債務返済のための財源確保が難しくなるケースもありえますが、新規調達資金債権は公益債権であるため、そのようなことになっても権利減免の対象にはならないのです。しかも、現在の動産担保制度と債権担保制度が改善されますと、債権金融機関が債務者から提供を受けて活用できる担保の種類は、より増えることになります。そして、新規資金で調達した資金の執行は、更生法院の公正・透明な監督の下で行われますので、2重3重の監視措置が保障されます。

このような状況を総合的に考えると、筆者は、債務者に対する新規資金貸し出しによって、公益債権の中、最優先的地位を確保する債権金融機関にとっては、その新規資金貸出金が浪費される、または、償還されない確率は非常に低いだろう、そして、結果的に、債権金融機関には償還不能のリスクが非常に低い貸出取引をすることになると考えています。

せっかく、債権者と債務者の利益のために整えられた改正法律の立法趣旨によって、公正手続き進行中である債務者に対する新規資金貸出を制約する要素が迅速に除去され、改正法律を活用しつつ、債務者の効率的な更生が促進され、ひいては、債権者と

わが社会の経済的損失が最小化するための発想の転換が、公正手続きにおいてスーパーマンとして位置づけられる日を期待します。そして、そのスーパーマンの著しい活躍で、更生手続き開始申請前の短い時間で運営資金確保の方法を探すことを考えている弁護士である筆者の苦労も減らしてくれることを期待してみます。

JS Horizon

(コラム)

中国の改正保険法の施行と関連して



(写真：法務法人地平志誠 [金利泰\(キム・イテ\)弁護士](#))

2009年2月28日に改正された中華人民共和国保険法が、2009年10月1日から施行されました。保険法は、1995年に制定され、2002年の中国のWTO加入後の保険市場開放のために改正されてから、今年に再び改正されたものです。

今回の第2次改正過程において、従来の保険法に87条文を追加、19条文を削除し、126条文を修正するなど、従来の保険法を大幅に改正することによって従来から維持された条文は13ヶ所だけになりました。特に、今回の修正の際には、保険事件紛争の主な対象であったにもかかわらず、2002年の第1次改正の際に修正されなかった「保険契約」部分が全面的に改正されました。

1. 保険法改正の趣旨及び主要内容

1) 保険契約者の利益保護

保険法改正の最も主な趣旨は、保険契約者などの消費者利益保護です。改正保険法においては、保険契約の締結(保険契約者の告知義務不履行による保険会社の保険契約解除権の要件及び消滅時効、保険約款の内容の制限など)、保険会社の免責(保険契約者の故意、または過失で限定された免責要件など)、訴訟時効(保険金支払い請求権の時効起算日など)等と関連する条項においては、保険契約者の利益を保護するための内容が反映されました。

2) 保険会社に対する監督強化

改正保険法においては、保険会社及びその職員が保険業務を行いながら遵守すべき事項も具体化し、保険会社とその株主間の不法的な取引に関する監督措置を新たに追加するなど、保険会社に対する監督及び保険会社の不法行為に対する処罰も強化しました。

また、保険監督管理機構が支払能力の不足する保険会社を重点監督管理対象として指定し、資本金増加、再保険加入、業務範囲の制限、株主への配当制限、固定資産買い入れ規模の制限、資産運用方式及び比率の制限、理事と監事及び高級管理職の年収制限などの措置がとられるように規定し、そして、保険会社などの不法営業行為を調査するために、保険会社の業務を監督する保険監督管理機構に、保険会社及びその役職員などの銀行口座の懲戒、隠匿、または毀損可能な書類の封印措置などがとられる権限を与えました。

3) 保険会社の資金運用対象の拡大

今回改正された保険法の中で注目すべきことは、保険会社の資金運用対象を、有価証券、証券投資基金(ファンド)以外にも、従来には禁止されていた不動産投資まで拡大した点です。これによって、相対的に安定的な収益を保障する商業用不動産が、長期投資を好んでいる保険会社の主な投資対象になりうると予想されるなど、業界においては、改正保険法の施行による中国不動産市場の活性化が最大の関心事として浮かび上がっています。国際不動産諮問機構が発表した最近の報告書は、中国保険会社の資金が不動産市場へ流入されると、保険会社は国有企業とともに、中国不動産市場の主要な投資機関として浮上するのであろうと予想しています。ただ、業界の一角からは、最小2,000億元(約35兆ウォン)規模の莫大な保険会社の資金が不動産市場へ流入されることになった場合、中国不動産市場の過熱化による副作用を心配する意見もあります。

2. 関連措置

一方、保険監督管理委員会は、改正保険法の施行のために、2009年9月27日と28日に、「保険会社管理規定」、「保険会社仲介業務不法行為処罰方法」、「保険専門代行機関監督規定」、「保険仲介機関監督規定」、「保険公估機関監督規定」(公估機関とは、保険目的物、または、保険事故の評価、鑑定、損害評価計算などの業務を代行する機関です。)などを発表し、改正保険法施行に必要な細部規定を整備しました。また、最高人民法院は、2009年9月21日に、従来に発生した事件と改正保険法の適用問題を専門的に取り扱った司法解釈を発表しました。

3. 展望

改正保険法の施行によって、保険契約者の権利がいつそう強化されると考えられます。また、保険会社の資金運用対象の拡大が、中国不動産市場及び金融市場の活性化に期待できるのかも今後注目すべきところであるでしょう。

JS Horizon

(コラム)

中央アジア地域の各国における担保制度 I



(写真：法務法人地平志誠 [蔡熙錫\(チェ・ヒソク\)弁護士](#)・[李勝珉\(イ・スンミン\)ロシア弁護士](#))

キルギズスタン、カザフスタン、ウズベキスタン、アゼルバイザンなどで構成されている中央アジア地域(CIS)は、広大な領土と豊富な資源などによる成長潜在力が非常に魅力的な投資地域としていわれてきました。このような理由から、資源開発と不動産開発を中心として、中央アジア地域に対する投資が持続的に行われてきました。

2008年度の下半期に発生した国際的な金融危機のため、中央アジア地域に対する投資が相対的に減ったことは事実ですが、投資対象としての中央アジアの重要性は依然として維持されています。

このような理由から、中央アジア地域の各国における担保制度に関して調べてみますが、本稿ではまず、その第1として、キルギズスタンのそれに関して検討します。

1. 抵当権

キルギズスタンの関係法令によって、土地所有権は抵当権の対象になりえます。抵当権を設定するためには、抵当権設定契約を公証しなければならず、公証を得た抵当権設定契約は、登記機関に義務的に登記されなければなりません。そして、抵当権の効力は、登記したときから発生します。

抵当権の法的な性質は、わが国のそれと類似しています。登記機関に抵当権を登記する場合、それ以後に設定される他の抵当権や一般債権より優先権が与えられます。担保物の売却を通じて取得した代金が被担保債務の償還に足りない場合、抵当権者には借主の他の一般財産から不足分を受領する権利が認められます。そして、貸出元本、利息、損害賠償金などが全額償還されると同時に、貸主は登記機関に貸し出し約定上の借主の義務がすべて履行されたという事実を书面通知し、抵当権を解除しなければなりません。

抵当権設定契約の当事者は、抵当権設定契約を締結した時から30日以内に、これを登記機関(Управление по землеустройству и регистрации прав на недвижимое имущество)に提出しなければなりません。そして、抵当権設定契約とともに、添付書類として、土地所有権に対する国家証書、記述台帳(Технический паспорт)、抵当権者と抵当権設定者の会社基礎書類(定款、設立契約書など)、政府手数料納付領収証などを提出することになります。

一方、抵当権の私的実行に対してさまざまな制約を設けているロシアの抵当権法とは異なって、キルギズスタンの抵当権法は、抵当権者と抵当権設定者間において抵当権の私的実行に関する契約が締結され、このような契約が登記機関に登録された場合、抵当権の私的実行ができるように制度を設けています。

2. 預金質権

キルギズスタンの関係法令上、預金口座に預かった預金に対して質権を設定することも許容されます。預金口座に対する担保権設定のために、公証や管轄官庁に対する登記は必要ではないのですが、すくなくとも、質権設定契約を書面で作成する必要があります。また、関係法令上、必ず必要な手続きではないのですが、質権設定契約を担保権登録事務所(Местная залоговая регистрационная контора)に登録することが望ましいです。

質権設定契約には、少なくとも、(1)契約当事者及びその住所、(2)被担保債務の根拠契約、(3)担保物の目録、価値、構成及び位置、(4)担保権設定者の所有権を証明できる文書の目録や担保物に関する権利、(5)被担保債務の金額及び期限に関する事項などが含まれなければなりません。そして、口座開設銀行に対しては、担保権が設定されたという事実を通知し、口座開設銀行から担保設定事実に対する書面確認書を提供してもらう必要があります。このような手続きを経た場合、質権設定者は当該の預金口座に対する自由な預金入出金が遮断され、担保権者の同意がある場合に限り預金を引き出すことができるようになります。

質権も、抵当権と同様に、質権設定契約に私的実行に関する事項を含める場合、担保対象預金に対する私的実行が可能になります。

3. 持分質権

会社の持分に対して質権を設定することも、キルギズスタンの関係法令上、許容されます。預金質権と同様、持分質権も質権設定のために、公証や管轄官庁に対する登記が必要ではないのですが、すくなくとも、担保契約を書面で作成する必要があります。また、持分質権設定契約を担保権登録事務所(Местная залоговая регистрационная контора)に登録することが望ましいということも預金質権と同様です。ただし、預金質権と異なって、持分質権の場合、質権設定事実をキルギズスタン法務部に報告しなければなりません。

4. 連帯保証

必ず、書面で締結しなければならないということを除き、連帯保証と関連しては特別な制限はありません。ただし、株式会社である場合、特殊関係者のための連帯保証が許容されないということには注意する必要があります。

JS Horizon



地平志誠

<http://www.js-horizon.com>

韓国ソウル本社 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル11階 Tel : +82-2-6050-1600 Fax : +82-2-6050-1700

韓国ソウル江北事務所 韓国ソウル市中区ボンレ洞1-25 HSBCビル 15階 Tel : +82-2-6230-7400 Fax : +82-2-6230-7599

中国上海支社 Room 2310, Shanghai Maxdo Center, No.8 Xing Yi Road, Shanghai, China Tel : 86-21-5208-2800 Fax : 86-21-5208-2807

ベトナムホーチミンシティ支社 #2205 Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist. 1, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel : 84-8-3910-7510 Fax : 84-8-3910-7511

ベトナムハノイ支社 Suite 1003, 10th Fl., Daeha Business Center, 360 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel : 84-4-6266-1901 Fax : 84-4-6266-1903